

令和4年 第1回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 — 令和4年1月21日（金） 午前10時00分～午前11時00分

場 所 — 高層館12階 選挙管理委員会室

出席者 — （委 員）中井委員長、星原委員長代理、松井委員、山口委員
（事務局）中井事務局長、三谷事務局次長、新家主幹、永吉係長、
黒川係長、井上主査

（中井委員長）

ただいまから、第1回選挙管理委員会を開催します。

案件1 指定都市選挙管理委員会連合会主管課長・係長研究会議についての報告を求めます。

（三谷事務局次長）

それでは、指定都市選挙管理委員会連合会主管課長・係長研究会議についての報告をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。本件は、昨年8月に報告させていただきました指定都市選挙管理委員会連合会ブロック別検討会議での検討を踏まえ、法改正要望についての課長会議案をまとめる会議でございます。

2ページを御覧ください。法改正要望についての今後のスケジュールを掲載しております。令和4年度は、参議院議員通常選挙終了後、秋の臨時国会で要望行動を実施する予定でございます。今回の会議は、この表の令和3年度の秋の課長会議（仙台市開催）取りまとめとして掲載されている部分でございます。先ほど申しました、ブロック別検討会議における各ブロックでの検討結果を踏まえた上で開催したものでございます。今後は、取りまとめた課長会議案を今月開催予定の事務局長会議と2月に開催予定の委員長会議を経ました上で、最終的に4年度春に堺市で開催予定の事務局長会議におきまして要望文案を確認いたします。続いて、川崎市で開催予定の通常会議で要望文案の承認を受けた後、要望書を作成し、秋に要望行動を行う流れとなっております。

3ページから5ページにかけて掲載しております20の項目につきましては、前回、令和2年度に要望した内容を修正せずに引き続き要望することについて、全市が了解したものでございます。

6ページに掲載しております5項目につきましては、前回要望したものの中で、文言の修正についての提案があった件につきまして、各ブロックで検討したものでございます。

それでは、連番3から説明させていただきます。8ページの右側を御参照ください。

元々の要望の内容は、郵便投票の要件を現行の要介護 5 から要介護 4 及び要介護 3 全体を対象とすることが適切というものですが、これに追加して、小規模な病院等の施設、例えば大阪府におきましては、概ね 40 床以上という基準がございますが、これに満たないような施設であっても不在者投票を適切に執行できる施設であることを確認できれば、不在者投票の指定施設として認定できるよう法改正要望するというものでございます。しかしながら、この基準につきましては、すでに県の判断により、運用しているところもあり、法改正要望の対象として取り扱うのではなく、県に対して、基準の緩和を求めることにより解決を図るべきであるという意見が多数を占めました。よって本件につきましては、修正せずに原案どおり要望するということになっております。

次に、連番 7、「投票管理者、開票管理者及び選挙長並びに同職務代理者の告示に係る住所の記載の変更」についてでございます。これにつきましては、個人情報保護の観点から、立候補者の告示においても「資格要件が確認できる範囲にとどめる」との通知が出ているということを、要望文の理由欄に追記するという提案でございましたので、その修正案により要望するということになっております。

次に、11 ページから 13 ページまでが連番 17 で、「選挙公報の配布義務の緩和」を要望するものでございました。これにつきましては、現行、選挙執行日の 2 日前までに紙で全世帯に配布することが法で規定されていますが、これが事実上困難になっていることから、様々な補完措置を講ずることで、この規定を努力規定とするよう法改正を求めるというものです。しかしながら、本件につきましては、ホームページに選挙公報を載せることを原則とするということについての反対意見や紙媒体として選挙公報を配布することを残すことについても意見の相違がありまして、まとまりませんでしたので、前回令和 2 年度と同じ内容で、修正を加えずに引き続き要望するということになりました。

次に、14 ページを御覧ください。「選挙運動に関する支出制限額の算出根拠となる基準日の変更」についてでございます。現行、選挙時登録時の数をもって支出制限額を定めるような規定になっておりますが、選挙運動を開始する前日に額が確定するということでは、実際に選挙運動を行うにあたっての準備のための経費の目算も立たないであろうと考えられます。そうした中、選挙時登録と直近の定時登録の名簿登録者数について、大きな乖離はないと思われますので、直近の定時登録の数を基準とするよう法改正を求めるものでございます。本件は、立候補者の利便性の向上が理由となるよう修正したものでございましたので、修正案のとおり提案するということになっております。

連番 26 の「投票事務従事者の会計年度任用職員への任用方法の特例的な取り扱い」につきましては、若干の字句修正のみで特段の議論もなく、提案市の修正案を通してあります。

続きまして、19 ページに掲載しております 3 件と、25 ページに掲載しております横浜市提案分 1 件を合わせた 4 件が、新規の案件でございます。

1 件目が連番①、「法第 11 条の対象で、本籍地への犯歴通知等がなされた後に住所設定された者に対する、本籍地から住所地選管への犯歴通知の制度化について」でございます。これにつきましては、3 ブロックとも特に文言の修正はなく、提案市の提案のとおり新規で要望するということになっております。

2 件目が連番②、「開票後に封印し、保存されている投票の開封について」でございます。これにつきましては、現状、選挙の開票が終了し確定した後は、地方選挙では、当該選挙を管理する選挙管理委員会が異議申し立てを受けて異議を認めた場合、国政選挙では、訴訟の提起がなされて裁判所が開封を認めた場合しか投票の開封は許されておりましたが、選挙管理委員会の判断で開封できるよう法改正を求めるものでございます。しかしながら、本件につきましては、現行の法制度を著しく変えるものでございますので、法改正要望は行わないということで結論づけられております。

3 件目が連番③、「各選挙の公示日又は告示日の前倒し」についてでございます。現行では、選挙公報の掲載文の申請期間は、選挙の告示日若しくは告示日から 2 日間となっておりますが、選挙公報の早期配布が求められていることもあり、実務的に選挙公報を問題なく印刷できるよう告示日を現行より 3 日前倒しし、選挙運動は告示日の 3 日後から行うようにするよう法改正を求めるものでございます。しかしながら、本件につきましては、実務的な問題だけで、選挙の根幹のところへ手を入れるのは良くないというような反対意見が多くありましたので、法改正要望は行わないということになりました。

4 件目が 24 ページの横浜市からの提案で、「地方公共団体の議会の議員の選挙の立候補に係る住所要件の廃止」についてでございます。本件は、ライフスタイルの多様化や IT 社会の進展により、その地方公共団体に居住していなくても地域の情報を得ることができるようになっており、また、昨今の地方公共団体の議員のなり手不足へ対応するため広く人材を得るためにも首長の被選挙権のように住所要件を不要とするよう法改正を求めるものでございます。しかしながら、本件は、「選挙管理委員会から提案する内容ではないのでは」という意見が多数出ましたので、法改正要望は行わないということになりました。

以上が課長会議での検討結果でございます。これらについては、今月開催されます事務局長会議に付議いたしまして、検討されることとなります。報告については、以上でございます。

(中井委員長)

ただいま報告いただいた内容につきまして、質問や御意見はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

今回の報告につきましては了といたします。

(中井委員長)

事務局から他にありませんか。

(中井事務局長)

本日の案件は以上です。

(中井委員長)

それでは、本日の委員会はこれで終了します。